

# 長崎県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、長崎県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(以下「基礎研修」という。)及び長崎県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(以下「実践研修」という。)の実施にあたり、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成29年8月3日障発第0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「運営要領」という。)の10に基づき、長崎県知事(以下「知事」という。)が指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

## (指定の要件)

第2条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

### 2 研修事業者に関する要件

- (1)事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2)研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3)長崎県内に主たる事業所を有していること。

### 3 研修事業内容に関する要件

#### (1)基礎研修

##### ア 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

##### イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙1に定める標準カリキュラム以上の内容とすること。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

##### ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

なお、講師については、国基礎研修を修了した者を中心とすること。

#### (2)実践研修

## ア 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

## イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙2に定める標準カリキュラム以上の内容とすること。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

## ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

なお、講師については、国実践研修を修了した者を中心とすること。

(3)運営要領及び本要綱に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。

(4)基礎研修及び実践研修は、長崎県内で開催すること。

## 4 研修受講者に関する要件

(1)研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名及び担当科目

キ 研修修了の認定方法

ク 開講時期

ケ 受講資格

コ 受講手続(募集要項等)

サ 受講料等

(2)研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(3)研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。

(4)受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報について、十分な注意を払った上で管理すること。

## 5 その他の要件

- (1) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- (3) 研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- (4) 障害のある受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。
- (5) 研修の時間帯、曜日については、研修受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。  
原則として1月以内に修了することとし、必ずしも連続した日に実施する必要はないこと。
- (6) 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

6 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（指定申請の手続）

第3条 申請者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書（第1号様式）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修内容（基礎研修・実践研修の別）及びカリキュラム
- (6) 講師等選定調書（第2号様式）
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- (9) 申請者の資産状況
- (10) 誓約書（第3号様式）

(11)その他指定に関し知事が必要であると認める事項

2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

(申請内容変更の届出)

第4条 本事業の指定を受けた者(以下「指定研修事業者」という。)は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、指定内容変更届(第4号様式)により、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出るものとし、第3条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

なお、基礎研修の指定を受けた者が実践研修も併せて実施する場合、前条第1項第5号の事項の変更で足りるものであること。

(事業計画書の提出)

第5条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した事業実施計画書に変更を加える場合には、事業実施計画変更届(第6号様式)を提出すること。

- (1)学則等(募集要項)
- (2)研修カリキュラム
- (3)研修日程表
- (4)講師等の氏名及び担当科目
- (5)当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

(修了証書の交付)

第6条 指定研修事業者は、基礎研修修了者に対しては第7号様式、実践研修修了者に対しては第8号様式により、修了証書を交付すること。

2 修了証書の亡失又はき損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、証明等を行うこと。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間は、指定要綱による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、この運営要領による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

(事業報告書の提出)

第7条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後速やかに事業報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1)修了者名簿(第10号様式)
- (2)研修資料
- (3)当該年度における研修事業に係る収支決算書
- (4)受講者アンケート結果

(廃止の届出)

第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ事業廃止届

(第11号様式)を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

(調査及び指導)

第9条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定研修事業者に対し報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ、書面をもって当該指定研修事業者へ通知するものとする。

(指定の取消し)

第10条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1)第2条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2)指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告があったとき。
- (3)研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4)第9条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わないとき。
- (5)その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって当該指定研修事業者へ通知するものとする。

(聴聞の機会)

第11条 知事は、第9条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(書類の保存)

第12条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第8条による廃止又は第10条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

- (1)修了者台帳 永年
- (2)受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10年間
- (3)その他研修に関する書類 1年間

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は平成29年3月15日から改正施行する。
- 3 この要綱は令和2年4月21日から改正施行する。
- 4 この要綱は令和3年4月1日から改正施行する。
- 5 この要綱は令和6年4月1日から改正施行する。

## 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容		
I 講義	6.5			
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的考え方	
			強度行動障害の状態	
			行動障害が起きる理由	
			障害特性の理解	
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止	
			家族の気持ち/実践報告	
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援	
			④チームプレイの基本	チームプレイの必要性
				⑤実践報告
II 演習	5.5	内容		
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点	
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験	
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験	
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応	
合計	12			

## 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法
			記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関(医療機関等)との連携の方法
合計	12		